



平成 30 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名	日本和装ホールディングス株式会社	
代表者名	代表取締役社長	道面義雄
	(コード番号：2499 東証第二部)	
問 合 せ		
責 任 者	管理本部長	道面義雄

内部管理体制の見直し及び特別調査委員会 による調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 31 日付「市場第一部指定申請の取り下げ及び今後の見直しに関するお知らせ」にて、当社の内部管理体制に見直しの必要がある旨公表し、内部管理体制の見直しに関する検討を開始しました。同検討において、関連当事者等との間での必要な手続きを欠いた取引について抽出し検討を重ねていたところ、取引の担当者から手続きに瑕疵はあるものの取引自体に実態がないというものではないとの説明があったことから、事実関係や原因の究明について調査を行う必要があるとの認識に至り、当社と利害関係のない外部専門家を招聘した特別調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

本日、同調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、調査報告書にて取締役会において追認を要する旨の指摘を受けている事項については、本日開催の取締役会で追認する旨決議しております。

記

1. 特別調査委員会の構成

委員長	中村 克己	(弁護士・公認不正検査士)
委 員	小浜 直人	(社外取締役)
委 員	安田 憲生	(社外取締役・公認会計士)
委 員	二反田 友次	(社外監査役・公認会計士)
委 員	三好 豊	(社外監査役・弁護士)

2. 調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご参照ください。なお、調査報告書につきましては、個人情報及び機密情報保護等の観点から、一部記載につきましては非開示措置を講じております。

3. 当社連結業績に与える影響について

当社は本報告書の内容及び会計監査人の指摘に基づく過年度決算の訂正を反映させた平成30年12月期第3四半期決算短信発表及び過年度分の訂正決算短信等並びに会計監査人による監査を経た過年度分の訂正有価証券報告書等を平成30年11月14日までに提出する予定です。

本日、別途公表しました「平成30年12月期第3四半期決算短信の延期に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

(1) 関与者について

当社代表取締役である吉田重久より、本日付けで代表取締役の辞任の意向が示されましたが、当社の顧客との契約書面等の修正に時間を要すること等から、辞任日を平成30年12月1日とした辞任届を本日、受理しました。

また、当社取締役である菅野泰弘より、本日付けで取締役の辞任届を受理しました。また、同氏より、当社子会社であるニチクレ株式会社の代表取締役の辞任の意向が示されましたが、業務引継ぎ等を考慮し、辞任日等については、今後速やかに決定する方針となりました。

本日、別途公表しました「代表取締役の異動（追加選定及び退任）及び役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、本日付けで吉田重久より調査報告書で指摘された全額について返金を受けております。また、その他に指摘を受けた役員については、速やかに返金する旨の意向が示されております。当社といたしましては、引き続き、全金額の回収に注力してまいります。

(2) 再発防止について

外部より管理本部長を招聘（同本部長については平成31年3月末日開催予定の定時株主総会において取締役選任議案に候補者として付議することを前提としています。）し、同本部長のもと、以下に例示する内部管理体制の再構築を行い、再発の防止に努めてまいります。

- ア 関連当事者取引、利益相反取引等を含むコンプライアンスに関する研修の実施
- イ 内部管理体制にかかる業務フローの再検討
- ウ モニタリング体制の強化等牽制機能の再検討
- エ その他、内部統制上必要な施策

当社の株主、投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は当社役員及び社員が一丸となって信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、何卒引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本件の問合せ先

管理本部 管理部 TEL. 03-3216-0040

以 上

調査報告書
(公表版)

2018（平成30）年10月31日

日本和装ホールディングス株式会社
特別調査委員会

目次

I 調査の概要	1
第1 特別調査委員会の設置	1
第2 当委員会の構成	1
第3 当委員会の調査対象	1
第4 当委員会が実施した調査内容等	2
1. 調査期間	2
2. 当委員会の開催	2
3. 調査内容等	2
II 調査により判明した事実	4
第1 役員との取引	4
1. クルーザー・ロールスロイスの維持費について	4
2. 役員の社宅費用について	5
第2 役員以外の関連当事者との取引	10
1. 株式会社ワイズ・アソシエイツとの取引	10
2. 株式会社エス・アンド・ケーとの取引	11
3. 株式会社ニッキとの取引	11
第3 その他の関連当事者取引	13
第4 返金要求額のまとめ	14
1. 吉田会長に対する返金要求額	14
2. 菅野取締役に対する返金要求額	14
3. 道面取締役に対する返金要求額	15
4. ニッキ社に対する返還要求額	15
5. 上記1～4の返還要求額合計	15
第5 会社対応の問題点	16
1. 役員との取引について	16
2. 役員以外の関連当事者との取引について	18
3. 東証第一部銘柄指定審査における対応について	20
III 原因論と再発防止策	22
第1 原因論	22
1. 内部管理体制の問題	22
2. 恣意的かつ不透明な意思決定の常態化	22
3. 当委員会の判断	22

第2	再発防止策	23
1.	役員の意識改革	23
2.	内部管理体制の再整備・強化	23
3.	適切な意思決定プロセスの構築	23

I 調査の概要

第1 特別調査委員会の設置

日本和装ホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、2018年5月1日、東京証券取引所市場第一部への指定申請を行ったが、その後の審査過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という）から、関連当事者取引に関する問題点・不備の指摘を受けた。事態を重く受け止めた当社は、関連当事者取引を行うに至った経緯やその内容、関連当事者取引の管理が不十分だった原因等の調査を行うこととし、同年9月6日、客観的かつ中立的な調査を実施するために、当社、吉田重久代表取締役会長兼社長¹（以下「吉田会長」という）その他当社関係者と利害関係のない外部の弁護士、及び当社社外役員で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という）を設置した。

第2 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	中村克己	弁護士・公認不正検査士（国広総合法律事務所）
委員	小濱直人	社外取締役
委員	安田憲生	社外取締役・公認会計士
委員	二反田友次	社外監査役・公認会計士
委員	三好豊	社外監査役・弁護士

また、当委員会は、調査補助者として、池田晃司弁護士（国広総合法律事務所）を指名し、調査にあたらせた。

第3 当委員会の調査対象

当委員会の調査対象は次のとおりである。

- ①今般発覚した関連当事者取引²についての経緯・内容・問題点
- ②関連当事者取引についての当社の内部管理体制等
- ③東京証券取引所市場第一部銘柄指定審査における当社の対応の経緯・問題点

また、当委員会は、調査で判明した事実に基づき、当社として取るべき対応及び改善策の

¹ 吉田会長は、当社の支配株主である（2017年12月31日現在の議決権保有割合：58.78%）

² 関連当事者取引とは、当社又は当社の連結子会社と関連当事者（当社の子会社、当社の支配株主、役員及び近親者等）との取引をいい、関連当事者が第三者のために当社との間で行う取引、及び当社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当社に重要な影響を及ぼしているものも含む。

提言も行うこととした。

第4 当委員会が実施した調査内容等

1. 調査期間

2018年9月6日～同年10月31日

2. 当委員会の開催

当委員会は、上記調査期間において、合計6回の委員会を開催した。

3. 調査内容等

当委員会が実施した調査は以下のとおりである。

(1) 各種資料の分析・検証

- ・東京証券取引所市場第一部銘柄指定申請の際に当社が東証に提出した資料一式
- ・東京証券取引所市場第二部上場申請の際に当社が東証に提出した資料一式
- ・取締役会議事録・監査役会議事録及び添付資料
- ・関連当事者取引調査票、各関連当事者取引に関する稟議書、請求書等の証憑類
- ・関連当事者取引管理規程、役員社宅管理規程、稟議規程等各規程類
- ・役員社宅賃貸借契約書、社用車運行記録、関係者貸金台帳等
- ・有限責任監査法人トーマツによる監査結果報告書及び補足資料、四半期レビュー報告書
- ・吉田会長の SNS サイト（本件に関連する部分）
- ・ヒアリング対象者提供資料その他関連資料

(2) 関係者ヒアリング

以下に記載した当社役職員を含む関係者 10 名に対して、合計約 12 時間のヒアリングを行った。

- ・吉田重久代表取締役会長兼社長
- ・道面義雄取締役副社長兼管理本部長（2018年7月31日より。それ以前は取締役営業統括本部長）
- ・菅野泰弘取締役（2009年4月30日から2018年7月31日まで管理本部長）
- ・小田孝志常勤監査役
- ・X 内部監査室室長

（役職は、調査開始時である2018年9月6日時点のもの）

(3) 現地視察

当委員会は、吉田会長社宅の執務室としての利用実態の検証のため、現在の会長社宅につ

いて、現地視察を行った。

なお、当委員会は、上記調査において、当社から適切な協力・対応が得られたものと認識している。

II 調査により判明した事実

第1 役員との取引

1. クルーズ・ロールスロイスの維持費について

(1) クルーズの維持費

吉田会長個人が所有するクルーズの船舶係留利用料その他維持費については、当社が支払いを行っている。その支払金額については、以下のとおりである（なお、金額については当委員会ではなく、当社が算出したものである。以下同様）。

(単位：円)

2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
5,173,756	5,039,847	4,468,493	4,454,786	3,985,770	<u>23,122,652</u>

上記費用のうち年間の船舶係留費等については、都度稟議書による決裁がなされているところ、当該稟議書には、吉田会長、菅野取締役を含む常勤取締役の押印、署名または内容確認済みである旨の記載がなされている。また、決裁後であるが、常勤監査役、内部監査室長も押印している。

当該クルーズについては、吉田会長の他に少なくとも菅野取締役は、会長個人の所有物であることを認識していたと認められる。その他の常勤役員や内部監査室長も、当該クルーズが会長個人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得る状態にあった。

しかしながら、吉田会長、菅野取締役その他役職員は、当該クルーズが従業員の福利厚生（懇親会）や顧客の接待目的で利用されていたことから、上記負担について疑問に思ったり、関連当事者取引・利益相反取引と認識することはなかったということである。その結果、当該取引については、本件が問題になるまで取締役会に上程されることはなかった。

なお、2013年12月期以前は、吉田会長が個人として当該クルーズの維持費を負担していた模様であるが、2014年12月期から会社が負担するようになった理由について、菅野取締役は、ピーク時と比して吉田会長の役員報酬が4割程度になっていたこともあり、クルーズの維持費用について、自分の方から、吉田会長に対して会社で負担しましょうかと提案したことがきっかけだったと述べている。

【当委員会の判断】

上記費用は、吉田会長個人が所有するクルーズにかかる維持費用であり、本来、吉田会長自身が負担すべきものであるし、こうした費用を会社が負担することは、利益相反取引・関連当事者取引に該当するところ、取締役会決議も経ていない。また、当該クルーズが従業員の福利厚生や顧客の接待目的で利用されていたとしても、そうした利用の必要性や費用対効果について検討がなされた様子も窺われない。

以上より、上記費用の負担については、実体面においても、手続面においても不適切なものと言わざるを得ない。したがって、当社は、吉田会長に対して、上記諸経費全額の返還を求めるべきである。

(2) ロールスロイスの維持費

吉田会長個人が所有するロールスロイスの自動車税、保険料その他維持費用についても、当社が支払いを行っている。その支払金額については、以下のとおりである。

(単位：円)

2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
876,210	826,168	111,000	<u>1,813,378</u>

上記費用のうち車検費用・修理費用については、稟議書による決裁がなされているところ、当該稟議書には、吉田会長、菅野取締役を含む常勤取締役の押印、署名または内容確認済みである旨の記載がなされている。また、決裁後であるが、常勤監査役、内部監査室長も押印している。

当該車両についても、吉田会長の他に少なくとも菅野取締役は吉田会長個人の所有物であることを認識していたと認められる。その他の常勤役員や内部監査室長も、当該車両が吉田会長個人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得る状態にあった。

しかしながら、吉田会長、菅野取締役その他役職員は、クルーザーと同様に、当該車両が業務目的で利用されていたことから、上記負担について疑問に思ったり、関連当事者取引・利益相反取引と認識することはなかったということである。その結果、当該取引についても、取締役会に上程されることはなかった。

なお、菅野取締役は、上記費用についても自分の方から吉田会長に対して会社負担を提案した旨述べている。

【当委員会の判断】

クルーザーの維持費用と同様に、上記費用は、本来、吉田会長自身が負担すべきものであるし、こうした費用を会社で負担することは、利益相反取引・関連当事者取引に該当するところ、取締役会承認決議も経ていない。また、当該車両が業務目的で利用されていたとしても、そうした利用の必要性や費用対効果について検討がなされた様子も窺われない。

以上より、上記費用負担についても、実体面においても、手続面においても不適切なものであるから、当社は、吉田会長に対して、上記諸経費全額の返還を求めるべきである。

2. 役員の社宅費用について

(1) 社宅費用に関する事実経緯

ア 2010年3月26日の取締役会において、役員社宅管理規程(2007年5月11日制定)改訂の議案が上程され、「過去に、代表取締役に対する脅迫状が届いたこと、また、自宅住所を公にするリスクを回避する為に、役員に関しては、必要に応じて速やかな住居移転が可能とするよう規程を変更する」として、役員社宅管理規程の変更が決議された。

イ 上記取締役会で承認された役員社宅管理規程には、以下の規定がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社宅への入居を希望する役員は、社宅入居申請書を提出する。 ・入居を承認された役員は、当社との間で社宅使用契約書を締結する。 ・社宅の利用に関して生じる月額費用(賃料、管理費、共益費等)は金20万円を上限として会社が負担するものとする。 ・敷金、礼金、更新料及び引越費用その他これらに類する費用は、全額会社が負担するものとする。 |
|---|

ウ 上記条項を含む役員社宅管理規程が取締役会で承認されたことから、当該規程の範囲内での役員社宅関連費用の会社負担については、包括的な承認がなされていたものと言える。したがって、役員社宅管理規程どおりの運用であれば、利益相反取引・関連当事者取引に該当する場合でも、個別の取締役会承認は不要ということになる。ただし、2018年1月15日に改訂された役員社宅管理規程では、「役員社宅の使用者の資格は、当社の役員(同居家族を含む)が、勤務の都合上、その使用を必要とする場合に限るものとし、取締役会の承認によって決定する。」との条項が新設され、個別の取締役会承認が必要となっている。

(2) 吉田会長の社宅費用について

ア 2010年3月~2016年1月

当社では、会長自宅に脅迫状が届いたこと等を契機として、吉田会長のセキュリティ確保を目的として、会長自宅とは別の物件を手配し、当該物件の住所を代表者住所として登記するとともに、定期的に場所を移していた(麻布十番、六本木、虎ノ門と転居している)。当社は、こうした対応により発生する各物件の敷金・賃料・引越料その他諸費用を支払っていた。上記期間中の各物件に係る会社負担額は以下のとおりである。

(単位:円)

2010年 12月期	2011年 12月期	2012年 12月期	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期
5,517,482	12,180,097	5,400,000	9,540,000	8,179,132	7,776,000
2016年 12月期	合計				
517,655	<u>49,110,366</u>				

イ 2016年1月～2018年6月

2016年1月以降の賃借物件については、改装等により会長自宅が利用できなくなったことから、居宅としても利用されている。2016年1月以降は、田園調布、元麻布、日本橋と定期的に転居が行われている。上記期間中の各物件に係る会社負担額は以下のとおりである。

(単位：円)

2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
12,296,696	18,990,416	3,980,880	<u>35,267,992</u>

【当委員会の判断】

上記ア及びイの期間中の賃借物件の費用負担は、吉田会長が当社の費用負担で経済的便益を得ていたという側面があることから、利益相反取引・関連当事者取引に該当すると解すべきである。そして、上記費用負担は、役員社宅管理規程で定める条件や金額とは全く異なる特別な扱いであったことから、取締役会で正式な承認手続を経ることが必要であったが、そのような手続は一切取られていなかった。

上記アの期間中の賃借物件については、上記のような側面はあるものの、①吉田会長の家族に対する危害を予告する脅迫事件（2008年8月発生）を契機に、吉田会長のセキュリティ確保のために自宅とは別に手配していた物件であること（自宅ではなく当該物件の住所を代表者住所として登記するなどしていた）、②当該物件については、会社の打合せなど、一定程度業務目的で利用されていた模様であること、③残存する社用車の運行記録から、吉田会長は、自宅から当該物件に出向いて執務する、あるいは執務終了後に自宅に向かうといった行動を取っていたことが認められ、生活の本拠は自宅にあったと言えることなどを踏まえると、当該物件については、会社としてのリスクヘッジや業務利用目的で手配されていたという側面が強く、事業上の必要性があったものと評価できる。したがって、取締役会の承認（追認）を条件として、当該物件の賃借に係る諸費用を会社負担とすることは、必ずしも不合理ではない。

次に、上記イの期間中の賃借物件についても、吉田会長の執務スペースとして、あるいは会社の打合せ等の業務目的で一定程度利用されていた模様である。しかしながら、㊦上記脅迫事件から年月が経過する中で、吉田会長のセキュリティ確保のために当該物件を手配する必要性そのものが低くなっていたこと、㊧上記アの期間と違って、当該物件は自宅として利用されており、吉田会長のセキュリティ確保のために自宅とは別の物件を用意するといった当初の趣旨と違ってきていたことからすれば、当該物件を手配する事業上の必要性は低くなっていたことが認められる。したがって、上記イの期間中の賃料その他諸費用の負担については、取締役会として追認するのは適当ではない。そして、当該物件の具体的な利用実態や頻度等について、客観的な記録や資料等は残されておらず、業務

上の利用と個人の居宅としての利用の割合を合理的に説明することができないことも踏まえれば、吉田会長に対し、上記費用全額を返還するよう求めるべきである³。

以上より、当社は、吉田会長に対して、上記イの期間中の役員社宅関連費用全額（35,267,992円）の返還を求めるべきである。

（3）菅野取締役の社宅費用について

菅野取締役は、従前仙台で執務していたところ、東京での執務を命じられ、2011年8月より、世田谷区の社宅に居住することとなった。当社は、当該社宅に係る敷金・仲介手数料・更新料・駐車場代を支払っていた。その支払額については、以下のとおりである。

（単位：円）

2011年 12月期	2012年 12月期	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期
905,834	315,000	580,000	322,500	594,000	324,000
2017年 12月期	2018年 12月期	合計			
594,000	162,000	<u>3,797,334</u>			

【当委員会の判断】

上記費用負担は、菅野取締役が当社の費用負担で経済的便益を得ていたという側面があることから、利益相反取引・関連当事者取引に該当する。

菅野取締役は、東京での執務に伴い仙台から上記物件に転居してきたものであって、役員社宅管理規程の適用対象であり、当該規程の範囲内で当社が負担していた敷金・仲介手数料・更新料については返還の必要はない。

しかしながら、役員社宅管理規程を逸脱する費用⁴の支払い（駐車場代）については、未承認の利益相反取引・関連当事者取引に該当することから、当該支払いについては本人負担として、当社から返還を求めるのが相当である。こうした整理によって、当社が菅野取締役に返還を求めるべき金額は以下のとおりとなる。

³ ただし、敷金については、転居に伴い和装に既に返金された戻り分があり、当該戻り分については、会社として回収済みということになるから、当該戻り分については、返還請求額から控除することを認める。

⁴ 上述のとおり、役員社宅管理規程では、①社宅の利用に関して生じる月額費用（賃料、管理費、共益費等）は金20万円を上限として会社が負担する、②敷金、礼金、更新料及び引越費用その他これらに類する費用は、全額会社が負担する旨の規定が置かれており、駐車場代は対象外である。

(単位：円)

2011年 12月期	2012年 12月期	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期
110,834	315,000	315,000	322,500	324,000	324,000
2017年 12月期	2018年 12月期	合計			
324,000	162,000	<u>2,197,334</u>			

(4) 道面取締役の社宅費用について

道面取締役は、従前大阪で執務していたところ、東京での執務を命じられ、2017年3月より、六本木の社宅に居住することとなった。当社は、当該社宅に係る敷金・引越費用・賃料・駐車場代を全額支払っていた。その支払額については、以下のとおりである。

(単位：円)

2017年 12月期	2018年 12月期	合計
7,267,400	1,798,800	<u>9,066,200</u>

【当委員会の判断】

上記費用負担は、道面取締役が当社の費用負担で経済的便益を得ていたという側面があることから、利益相反取引・関連当事者取引に該当する。

上記費用のうち、賃料・駐車場代の支払いは、役員社宅管理規程で定める条件や金額を逸脱するものであるから、利益相反取引・関連当事者取引に該当するものとして、取締役会の承認が必要であった。この点、2017年3月の取締役会において、吉田会長より、大阪で執務していた道面取締役について、東京での執務を認めるにあたり、1年間限定で六本木ヒルズの居住を認めて欲しいとの説明があり、各役員もこれに賛成したことが認められる。ただし、その際、約600万円という年間賃料の具体的な水準について説明があったか否かについては、役員間で理解・認識が異なっている。

いずれにせよ、上記については、正式な議案として提案・決議されたものではなく、したがって、取締役会議事録にも記載はなく、こうした曖昧な進め方には問題があったと言えはかない。

他方、道面取締役については、東京での執務に伴い大阪から転居してきたものであって、役員社宅管理規程の適用対象である。したがって、役員社宅管理規程に定められた金員(敷金、引越費用、家賃のうち上限20万円)については、会社負担となる。それ以外(賃料20万円を超える部分及び駐車場代)については、未承認の利益相反取引・関連当事者取引に該当することから、当該支払いについては本人負担として、当社から返還を求めるのが相当である。こうした整理によって、当社が道面取締役に返還を求めるべき金額は以下のと

おりとなる。

(単位：円)

2017年 12月期	2018年 12月期	合計
3,191,400	1,198,800	<u>4,390,200</u>

(5) その他取締役の社宅費用について

他の取締役についても、転居に伴う敷金・礼金・更新料・引越費用・仲介手数料等の支払いが発生しており、これらは関連当事者取引に該当するが、役員社宅管理規程の適用対象であり、返還を求める必要はないものと判断する。

第2 役員以外の関連当事者との取引

1. 株式会社ワイズ・アソシエイツとの取引

(1) 株式会社ワイズ・アソシエイツ（以下「ワイズ社」という）について

ワイズ社は、吉田会長の妻が40%の株式を保有、吉田会長の子供4名がそれぞれ15%の株式を保有している会社であり、当社の関連当事者に該当する。

(2) ワイズ社との取引

ワイズ社との間では以下の取引が行われていた。

- ①当社が主催するきもの着姿コンテストにおけるヘアメイク施術者管理費用の支払い
- ②CM撮影企画料の支払い

上記①及び②に係る支払いは以下のとおりである。

(単位：円)

	2013年 12月期	2014年 12月期	合計
①	282,000	—	<u>282,000</u>
②	3,500,000	3,150,000	<u>6,650,000</u>

上記取引については、関連当事者取引に該当するが、取締役会の承認手続は取られていなかった。

【当委員会の判断】

関係者のヒアリング、社用車運行記録その他関連資料によると、吉田会長の妻は、当時、当社の広告宣伝のために全国を回るなど相応の活動を行っていた模様であり、さらに支払い当時作成されていた支払票の記載や取引調査票の記載等を踏まえると、本件については、実態のない取引にはあたらないと考えられる。また、その対価は上記のとおり相応の金額で

はあるが、その妥当性を疑わせる事情は特段見受けられない。

以上より、当委員会としては、取締役会による承認（追認）を条件として、上記支払いについては、返還を求める必要は無いものと判断する。

2. 株式会社エス・アンド・ケーとの取引

(1) 株式会社エス・アンド・ケー（以下「SAK社」という）について

SAK社は飲食店を営む会社であり、2014年8月、吉田会長の妻が代表を務める一般財団法人吉田育英会が、新株予約権行使により同社株式の89%を保有するに至ったことから、当社の関連当事者に該当することとなった。

(2) SAK社との取引

同社との取引は、当社役職員による接待交際等での飲食利用であり、その支払額は以下のとおりである。

(単位：円)

2014年 12月期	2015年 12月期	合計
193,011	117,558	<u>310,569</u>

上記取引については、関連当事者取引に該当するが、取締役会の承認手続は取られていなかった。

【当委員会の判断】

上記支払いについては、当社役職員の接待交際費・会議費（複数回）としての支出であり、対価性のある支払いと認められるところ、対価の妥当性を疑わせる事情は特段見受けられない。したがって、取締役会の承認（追認）を条件として、返還を求める必要はないものと判断する。

3. 株式会社ニッキとの取引

(1) 株式会社ニッキ（以下「ニッキ社」という）について

ニッキ社は、飲食業を営む会社であり、2015年8月にワイズ社が66.7%の株式を取得した後、2016年11月には吉田会長が79%の株式を保有するに至っており、当社の関連当事者に該当する。

(2) ニッキ社との取引

2015年9月以降、ニッキ社との間では以下の取引が行われていた。

①SAK社同様、当社役職員の接待交際等による利用

②ニッキ社のラーメン券を当社株主総会の土産として配布し、その対価を支払

③ニッキ社の飲食店用のチラシ印刷代を負担

さらに、吉田会長は、ニッキ社で試験的にラーメン事業を手がけ、これが軌道に乗るようであれば、当社グループによるラーメン事業の海外展開を考えていたということであり、当社の米国子会社代表であったYをニッキ社代表取締役（兼務）として、従業員であったZ⁵をラーメン開発業務担当として派遣し、その家賃や人件費の全部または一部を負担するなどしていた。その概要は以下のとおりである。

④Yの日本滞在中の家賃立替

⑤Zの給与負担

⑥ニッキ社からの経営指導料の受領

⑦Yに対する顧問料の支払い

上記①～⑦については、関連当事者取引・利益相反取引⁶に該当するが、取締役会の承認手続は一切取られていない。

上記①～⑦の取引による当社の負担額は以下のとおりである⁷。

(単位：円)

	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	合計
①飲食費	926,179	1,059,049	415,453	2,400,681
②ラーメン券代		276,250		276,250
③チラシ印刷費	78,074	63,973	5,812	147,859
④役員立替家賃		450,000	1,050,000	1,500,000
⑤派遣従業員給与		4,050,834	2,297,170	6,348,004
⑥経営指導料		-1,600,000	-400,000	-2,000,000
⑦助言・指導料		900,000	750,000	1,650,000

【当委員会の判断】

上記取引のうち、①の飲食費及び②のラーメン券代については、対価性が認められるところ、対価の妥当性を疑わせる事情は特段見受けられない。また、⑦の助言・指導料について

⁵ Zは既に当社を退職している。

⁶ 吉田会長が79%の株式を保有するに至った2016年11月以降の取引について、利益相反取引に該当する場合がある。

⁷ ⑥については、ニッキ社の方から経営指導料を受領しているため、負担額としてはマイナスとなる。

は、将来、当社グループとしてラーメン事業を海外展開する際に、Yが得たノウハウを活用することも視野に入れて、当社からY個人に対して支払っていたということであり、一定の対価性が認められる。以上より、①、②及び⑦については、取締役会の承認（追認）を条件として、返還を求める必要はないものと判断した。

他方、③～⑤については、いずれもニッキ社の業務に関する負担であり、当社が負担する必要のない費用である。したがって、当該費用については、取締役会として承認（追認）すべきではなく、ニッキ社に対して全額返還を求めるべきである。ただし、⑥の経営指導料については、当社からの役職員派遣の対価という側面もあることから、上記返還額から回収済みの経営指導料（200万円）を控除して請求することを認める。

以上より、当社からニッキ社に対して返還を求めるべき金額は以下のとおりとなる。

（単位：円）

	2015年12月 期	2016年12月 期	2017年12月 期	合計
③チラシ印刷費	78,074	63,973	5,812	147,859
④役員立替家賃		450,000	1,050,000	1,500,000
⑤派遣従業員給与		4,050,834	2,297,170	6,348,004
⑥経営指導料		-1,600,000	-400,000	-2,000,000
			返還要求額	<u>5,995,863</u>

第3 その他の関連当事者取引

当委員会は、本調査を行う中で、当社より、当社子会社である日本和装クレジット株式会社（以下「ニチクレ社」という）に係る利益相反取引・関連当事者取引に関する報告を受けた。その概要は別紙のとおりである。

当該取引については、①ワイズ社への資金融資、②ニチクレ社役職員の接待交際利用による飲食費、③ニチクレ社と当社取締役または当社子会社取締役間のローン契約・割賦契約である。

①～③については、利益相反取引または関連当事者取引に該当するものである。中でも、①のワイズ社に対する融資については、当時、ワイズ社の子会社であったニッキ社の設備資金・運転資金として貸し付けられたものということであり、資金使途や回収可能性の観点から、適切といえるものだったのか疑問が残るものである。

しかしながら、①については、特段有利な融資条件ではなく、既に全額返済済みであること、②については、接待交際目的等による利用によるものであり、その対価性に特段疑問を抱かせる事情はないこと、③については、当社グループ社員及び講師を対象とした福利厚生制度の範囲内で行われているものであり、特に不当な条件ではないことから、当該各取引に対する適切な承認（追認）を条件として、それ以上の対応は不要と判断する。

第4 返金要求額のまとめ

上記第1及び第2で当社が返還すべきと判断した金額等をまとめると以下のとおりである。

1. 吉田会長に対する返金要求額

(1) クルーザー関連

(単位：円)

2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
5,173,756	5,023,647	4,423,453	4,454,786	3,985,770	<u>23,122,652</u>

(2) ロールスロイス関連

(単位：円)

2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
876,210	826,168	111,000	<u>1,813,378</u>

(3) 社宅関連

(単位：円)

2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	合計
12,296,696	18,990,416	3,980,880	<u>35,267,992</u>

(4) 合計額

60,204,022 円

2. 菅野取締役に対する返金要求額

(1) 社宅関連

(単位：円)

2011年 12月期	2012年 12月期	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期
110,834	315,000	315,000	322,500	324,000	324,000
2017年 12月期	2018年 12月期	合計			
324,000	162,000	<u>2,197,334</u>			

(2) 合計額

2,197,334 円

3. 道面取締役に対する返金要求額

(1) 社宅関連

(単位：円)

2017 年 12 月期	2018 年 12 月期	合計
3,191,400	1,198,800	<u>4,390,200</u>

(2) 合計額

4,390,200 円

4. ニッキ社に対する返還要求額

(1) 各取引関連

(単位：円)

	2015 年 12 月期	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期	合計
印刷代	78,074	63,973	5,812	147,859
役員立替家賃		450,000	1,050,000	1,500,000
派遣従業員給与		4,050,834	2,297,170	6,348,004
経営指導料		-1,600,000	-400,000	-2,000,000
			<u>返還要求額</u>	<u>5,995,863</u>

(2) 合計額

5,995,863 円

5. 上記 1～4 の返還要求額合計

72,787,419 円

第5 会社対応の問題点

1. 役員との取引について

(1) クルーザー・ロールスロイスの維持費用について

上述のとおり、菅野取締役は、上記費用について、吉田会長の役員報酬がピーク時と比較して低額になっていたこともあって、会社で負担することを提案した旨を述べている。さらに、クルーザー・ロールスロイスのいずれも主に会社の業務目的に利用していたため、そうした対応について特に問題は無いものと考えていたとしている。

しかしながら、役員報酬が従前より低額だからといって、その他の個人的費用を会社に負担させても問題無いという結論に至るものでないことは明らかである。同取締役については、「会社の業務目的に利用しているのだから会社が負担しても問題無い」という正当化を図りつつ、吉田会長個人のために行動していたという側面があったと言わざるを得ない。

さらに、こうした一連の判断においては、「会社が負担する維持費用は、クルーザー・ロールスロイスの業務利用の対価として見合うものなのか」といった視点は無かったものと考えられる。

なお、こうした視点を欠いていたのは、上記費用を会社で負担するという提案に応じた吉田会長、その他本件費用負担を知りながら、それを問題視しなかった他の役職員も同様である。

また、本件費用負担が利益相反取引に該当することは明らかであるにもかかわらず、取締役会に上程されていないという事実は、当社の取締役会軽視の姿勢を如実に示すものである。言うまでもないことであるが、利益相反取引について、取締役会決議を経ていないことは、法令違反に該当する。

(2) 役員社宅について

ア 会長社宅の費用負担が不透明な形で漫然と継続されていたこと

(ア) 当社では、取締役会の承認を経て役員社宅管理規程が制定・改訂されているが、吉田会長の社宅については、役員社宅管理規程の条件・金額とは全く異なる例外的な取扱いがなされていた。それにもかかわらず、こうした例外的な取扱いについて、取締役会に上程されることは一切なかった。

(イ) 2016年1月以降、会長自宅は利用できない状況となり、吉田会長及びその家族は、当社が手配した物件に居住することとなった。少なくとも吉田会長と近い関係にある菅野取締役はそうした事情を知っていたはずであるが、吉田会長と菅野取締役との間で、当該物件の費用負担を見直すべきといった判断がなされることはなく、2018年4月まで、会社での全額負担が漫然と継続された。

(ウ) こうした対応は、当社と吉田会長の関係において公私の区別が図られていない不透明かつ安易な意思決定の一例であり、上場企業として不適切な対応と言わざるを得ない。

イ 杜撰な管理状況

役員社宅管理規程上、社宅に入居する役員については、会社に社宅入居申請書を提出し、社宅使用契約書を締結することとされている。当社において、こうした手続は一応履行されてはいたものの、吉田会長の役員社宅及び道面取締役の東京での役員社宅に係る使用契約書には、賃料相当額を「毎月の給与から控除する」と記載されている。これは要するに、本人の役員報酬から賃料全額を控除するという意味であるが、上述のとおり、実際には兩名の上記社宅の賃料等は当社が全額支払っていた。結局、当社においては、2010年から継続的に実態と異なる、いわば形だけの役員社宅の使用契約書が締結されていたということに他ならず、こうした対応は杜撰としか言いようのないものである。

ウ 吉田会長、菅野取締役による恣意的かつ不透明な対応

(ア) 賃料負担の恣意的な変更

2011年3月から2014年2月まで賃借されていた六本木ヒルズの物件に関し、吉田会長は、2012年の1年間、月額賃料の半額を自身で負担している（吉田会長、菅野取締役ともに、何故そのような処理をしたのか覚えていないということである）。しかるに、その翌年（2013年）については、再び、会社が賃料その他諸費用全額を負担している。こうした対応について、菅野取締役は、前期の赤字決算の責任を取る形で吉田会長が自身の役員報酬を0円としたことを受けて、吉田会長との間で、2013年については会社で全額負担することを決定したと説明している（したがって、取締役会等には一切諮っていない）。

こうした対応は、吉田会長個人の懐事情を慮っての恣意的な対応と言わざるを得ない。

(イ) 役員社宅管理規程の恣意的な適用

2018年4月以降、賃借物件の賃料は吉田会長の役員報酬から全額控除されているが、同月から同年7月まで月額20万円の家賃補助（合計80万円）が役員報酬の一部として支給されている（道面取締役についても同様の処理がなされている）。当該処理について、菅野取締役は、東証一部への指定申請を行うにあたって、吉田会長に対する特例的な扱いはやめて、役員社宅管理規程に基づく扱いに変更しようと考えての対応である、この対応は自分と吉田会長で話し合っただけで決定した、道面取締役についても同様の対応を行ったと述べる。

しかしながら、2018年1月に改定された役員社宅管理規程では、社宅の利用について「当社の役員が、勤務の都合上、その使用を必要とする場合に限るものとし、**取締役会の承認によって決定する**」と定められている。吉田会長と菅野取締役は、それまで役員社宅管理規程にはない例外的な取扱いを継続しておきながら、今度は恣意的に役員社宅管理規程の適用を決定し、さらには規程上必要とされている取締役会の承認を経

ることなく、家賃補助の支給を行っていたということになる。このような恣意的かつ不透明な対応が、上場企業の代表者と管理本部長との間でなされていたことは、不適切と言わざるを得ない。

2. 役員以外の関連当事者との取引について

(1) ワイズ社との取引について

ア 取引の経緯

当社は、2012年2月27日、東証二部に上場したが、それ以前のワイズ社との取引については、以下のとおり取締役会決議を経ている。現在の当社役員で当該取締役会に出席していたのは、吉田会長（当時は社長）、菅野取締役、二反田社外監査役である。

開催日	議案名	内容
2010年 3月12日	第三号議案「支配株主との取引承認の件」	ワイズ社に対して、講師への連絡文書作成、新規取引先への提案書作成を委託することについて決議。
2010年 10月12日	第二号議案「有限会社ワイズ・アソシエイツとの取引承認の件」	ワイズ社に対して、当社所有の「きものスーパー」、「KIMONO SUPER」の商標とロゴマークを19万8577円で売却することについて決議。
2011年 4月11日	第二号議案「有限会社ワイズ・アソシエイツからの車両賃借についての追認の件」	2008年5月21日から同年7月20日までワイズ社所有の車両を当社が賃借したが、賃借の継続は不要として追認決議。
同上	第三号議案「平成22年3月12日開催取締役会第三号議案支配株主との取引承認の件及び平成22年10月12日開催取締役会第二号議案有限会社ワイズ・アソシエイツとの取引承認の件についての追認の件」	2010年3月12日の決議及び2010年10月12日の取締役会決議について、利害関係人である吉田会長が決議には加わらなかったものの、議長のままであったことから、常務取締役が議長になる形で改めて追認決議。
2011年 7月29日	第六号議案「支配株主等との取引承認の件」	ワイズ社が運営しているECサイト「きものスーパー」を336万円で当社が譲り受ける取引について決議（吉田会長は決議不参加、議長は常務取締役に交代）

以上からすれば、当時、関連当事者取引に関する規程⁸は定められていなかったものの、当社においては、ワイズ社を含む関連当事者との取引については、取締役会にて承認手続を経ることとされており、このことについて、吉田会長、管理本部長である菅野取締役は確実に認識していたはずである。また、当社は、二部上場審査において、関連当事者取引に対する考え方及び今後の取引方針に関する質問に対し、2011年9月21日付けで「代表者の親族が経営している法人についても全く当社のビジネスモデルと異なる事業をしていることから今後においては(当該法人との)取引は、発生しないものと考えています。」と回答している。

しかしながら、当社は、二部上場の翌年である2013年11月から2014年1月にかけて、取締役会決議を経ることなく、上記「第2・1. 株式会社ワイズ・アソシエイツとの取引」に記載したワイズ社との取引を行っている。なお、当該支払いについては、稟議書すら作成されていない。

さらに言えば、ワイズ社との2013年11月の取引については、2013年12月期における吉田会長作成の「関連当事者との取引調査票」（以下「調査票」という）に詳細な記載がなされているが、2014年1月の取引については、当該期分の調査票に記載がなされていないという杜撰な状況であった。

イ 対応の問題点

以上の経緯からすると、2013年11月から2014年1月にかけてのワイズ社との取引について、吉田会長、菅野取締役は、本来、取締役会決議を経なければならないことを認識しながら、意図的に当該手続を怠ったのではないかとの疑念が生じる。

この点、当委員会としては、上記取引については、①実態のある取引であり、そもそも吉田会長や菅野取締役において、あえて取締役会決議を省略しようとする動機が認められないこと、②上述のとおり、2013年11月の取引については、調査票に記載がなされていたところ、当該調査票はそのまま監査法人（有限責任監査法人トーマツ）に提出されており、本件取引を隠蔽しようとする意図が感じられないことなどからすれば、吉田会長、菅野取締役による意図的な手続潜脱があったとまでは認められないものと判断する。

しかしながら、上記のとおり、東証二部上場に際して、ワイズ社との取引について5回にわたって取締役会決議を経ていながら、その翌年以降の取引について、かかる手続を経していないことは、上場企業としてあるまじき重大な過失である。

(2) ニッキ社との取引について

ア 吉田会長と菅野取締役は、2017年12月期、ニッキ社に対して計上していた経営指導料、役員経費立替分の未回収金合計371万円について、これを当社の経費として処理

⁸ 同規程が定められたのは2018年3月12日である。

することを決定した。かかる処理に際しては、取締役会決議や稟議書による決裁等の手続は一切取られなかった。こうした対応について、菅野取締役は、お金のないニッキ社に対して請求するのは不可能と考え、上記のような処理を決定したと説明している。

しかしながら、そもそもニッキ社に対する債権を事実上放棄すること自体、利益相反取引・関連当事者取引に該当するものであるし、当社にとって不利益な処理であることは一目瞭然である。それにもかかわらず、吉田会長、菅野取締役は、取締役会に上程することなく、上記会計処理を行っており、不適切である。

イ 吉田会長は、ニッキ社によるラーメン事業について、当社グループとしての将来的な海外事業展開につなげることを考えており、まずは会長個人の事業として（会長個人の負担で）試験的なチャレンジを行っていた旨を述べており、確かにそういった側面も認められる。

しかしながら、派遣従業員の人件費負担や派遣役員用社宅賃料の立替等については、当社によるニッキ社支援の側面があったこともまた事実である。

結局、吉田会長その他関係者においては、当社という上場企業として、会長個人の会社を支援することが、その費用対効果含めて適切と言えるのか、株主その他ステークホルダーからどのように受け止められるのか、といった点に関する検討や認識が甘かったと言わざるを得ない。

3. 東証第一部銘柄指定審査における対応について

(1) 経緯

2018年5月1日、当社は、東証に対して、市場第一部銘柄への指定申請書を提出した。本件審査対応においては、菅野取締役が管理本部長としてとりまとめの責任を負っていた。

同日提出された本件審査に関する回答書（Ⅱの部）中の「関連当事者等」には以下の記載がある。

(1) 関連当事者取引等の実施に対する基本方針

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

(2) 関連当事者取引等の適正性を確保するための体制

当社では、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。加えて、監査法人による確認を行っております。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討し、取締役会において判断することとしております。また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立

場から審査することとしております。

しかしながら、当社においては、上述のとおり、関連当事者取引の実施について、「その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う」という対応は取られていなかったし、関連当事者取引の有無に関する申告も適正に管理されていなかった。さらに、新規の関連当事者取引についても、取締役会に上程されない以上、そもそも「社外監査役全員が独立的な立場から審査する」ことは不可能な状態であった。

さらに、「(3) 最近2年間及び申請事業年度の関連当事者取引等の状況について」では、2016年12月期から2018年12月期までの関連当事者取引が記載されているが、上記「第1 役員との取引」、同「第2 役員以外の関連当事者との取引」で認定した同期間中の関連当事者取引（吉田会長、菅野取締役、道面取締役、ニッキ社⁹）については記載がない。

(2) 対応の問題点

以上のとおり、当社は、東証に対して事実に反する回答を行っており、かかる対応はおよそ不適切であった。

こうした対応において、当社は、上記「IIの部」に関連当事者取引を記載した上で、当社では関連当事者取引について取締役会決議を経た上で取引を開始すると東証に回答しているところ、取締役会議事録を見ればこれらの関連当事者取引について取締役会決議を一切経ていないことが明らかである等、隠蔽を意図していた会社としてはあまりに稚拙な対応を繰り返している。その他、本調査において当委員会が確認することができた事実関係をあわせ考えれば、当社が、東証に対して意図的に虚偽の回答等を行っていたとまでは認められない。当委員会としては、当社の関連当事者取引に対する著しい認識・知識不足、当該取引に対するモニタリング体制の不備といった内部管理体制の不十分性により、関連当事者取引に関する著しい記載漏れを看過していたものと思料する。

⁹ 2016年12月期、2017年12月期に発生したニッキ社の飲食代のみが記載されている。

Ⅲ 原因論と再発防止策

第1 原因論

1. 内部管理体制の問題

本件の直接的な原因は、当社において、①吉田会長、菅野取締役を中心とした管理部門の責任者が関連当事者取引の問題性を十分に理解・認識しておらず、公私の区別がついていなかったこと、②その結果、関連当事者取引の存在を適切に把握する仕組みや関連当事者取引を牽制する仕組みがなかったことに尽きる。

吉田会長及び管理本部長であった菅野取締役は、東証二部上場の際の質疑応答や、監査法人とのやり取り、東証一部銘柄への指定申請準備等を通じて、関連当事者取引に関する意識を改める機会は十分にあったはずである。しかしながら、両取締役が、関連当事者取引に係る指摘や注意喚起を正面から受け止めていたと認めることはできない。吉田会長は、当委員会に対し、関連当事者取引については意識していた、注意するように指示もしていた旨述べているが、同会長が、管理本部長その他役職員に対して、関連当事者取引に関して、何か具体的な指示や確認等を行っていた様子も窺われない（そもそも、吉田会長が関連当事者取引の趣旨をしっかりと意識・理解していたのであれば、自身や自身の所有する会社との利益相反取引・関連当事者取引を漫然と実行することなどなかったはずである）。

2. 恣意的かつ不透明な意思決定の常態化

当社においては、吉田会長の一存で物事が決定されることが多く、特に支払いの関係では、管理本部長である菅野取締役と吉田会長の二人の間で様々な処理が恣意的に決定されていた。そして、かかる意思決定においては、既に述べたとおり、吉田会長や同会長の保有する会社の財政事情が考慮されるなど、公私の区別がついていない状況であった。

こうした恣意的かつ不透明な意思決定が常態化していたことによって、取締役会で議論すべき事項が取締役会に上程されないという事態につながり、さらにその結果として、社外役員による牽制が十分に働かない状況となっていた。

3. 当委員会の判断

上記（1）及び（2）の原因は、主に吉田会長と長年当社管理本部長を務めていた菅野取締役に係るものであること、上記「第4・1 吉田会長に対する返金要求額」で認定したとおり、吉田会長は結果として当社から多くの経済的利益を受けていたことに照らすと、両取締役の責任は重いと言わざるを得ない。

さらに、こうした両名の業務執行を日常的に監視監督すべき常勤役員についても、利益相反取引・関連当事者取引に関する理解・認識が不十分であるなど、その責任も決して軽いものではない。

第2 再発防止策

当委員会は、再発防止策として、当社に対し、以下の対応を求める。

1. 役員の意識改革

当社は、消費者良し、生産者良し、御取引先様良し、株主様良し、社員良しの“五方良し”を企業理念とし、「五者が喜びを共有できる企業となること」を「当社の実質的な目標」としている。こうした企業理念は、当社を取り巻く様々なステークホルダーに対する約束であり、「社会の公器」としての自覚と責任を宣言するものである。

しかしながら、本報告書で認定した様々な公私混同は、こうしたステークホルダーに対する裏切りであり、「社会の公器」としての社会的責任の自覚を欠くものであったと言わざるを得ない。

したがって、当社の役員は、何よりも、社会の公器の一員としての自覚を「再認識」すべきである。こうした役員の意識改革がなければ、内部管理体制の強化や意思決定プロセスの改善を図ったところで無意味である。

2. 内部管理体制の再整備・強化

まず、利益相反取引・関連当事者取引に対する正確な知識の共有化、当該取引に関する社内ルールの再整備・周知徹底、モニタリング体制の強化等が必要であることは当然である。

しかしながら、当社においては、内部管理体制そのものが不十分であったことが認められる。したがって、利益相反取引・関連当事者取引に対する“モグラたたき”的対応だけでは不十分であり、今回の件を機に、経営トップが自らの責任として、内部管理体制に係る抜本的な改善策・強化策を講じることが必要不可欠である。

3. 適切な意思決定プロセスの構築

既に述べたとおり、当社においては、吉田会長を中心とする恣意的な意思決定が横行しており、それが今回の案件の真因と言える。したがって、当社においては、こうした恣意的かつ不透明な意思決定プロセスから脱却し、上場企業としてあるべき適切な意思決定のプロセスが取られる仕組みを構築することが必要不可欠である。そのためには、取締役会、特に社外役員に対する適時かつ十分な情報提供を初めとする、経営トップに対する牽制が十分に担保されるガバナンス体制の再構築が必須である。

以上

別紙 その他関連当事者取引一覧

(税込み単位：円)

関連当事者名	取引内容	2014年12月期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
ワイズ社	子会社（ニッキ社の設備資金、運転資金）		6,000,000	2,000,000		
ニッキ社	飲食代			146,436	105,034	
A氏	教育支援ローン/フリーローン	1,907,000				
B氏	きものローン	378,000	430,211			
C氏	フリーローン		1,842,646			
D氏	きものローン他				500,000	
E氏	割賦きもの購入					1,600,000

詳細

ワイズ社	金銭消費貸借契約（子会社設備資金） 実年5.0% 2015.11.19 6,000,000円（2016.9.30完済） 金銭消費貸借契約（子会社運転資金） 実年5.0% 2016.1.7 2,000,000円（2016.9.30完済）
ニッキ社	2016年12月期 送別会、忘年会等7件 2017年12月期 慰労会、接待等3件
A氏（当社米国子会社取締役。以下全て当時の役職を記載）	教育支援ローン 実年1.0% 2014.7.1 607,000円（2016.10.31完済） / フリーローン 実年3.0% 2014.7.1 1,300,000円 10/未残高0円（2018.9.21完済）
B氏（当社/ニチクレ社取締役）	きものローン 実年1.0% 2014.9.30 378,000円（2015.9.28完済） / きものローン(おまとめ) 実年1.0% 2015.9.24 430,211円（2018.10/未残高77,891円）
C氏（当社取締役）	フリーローン 実年3.0% 2015.9.28 1,842,646円（2018.7.20完済）
D氏（ニチクレ社取締役）	きものローン他 実年1.0% 2017.11.28 500,000円（2018.10/未残高413,748円）
E氏（当社取締役）	割賦きもの購入 アドオン3.0%(実年換算1.17%) 2018.6.12 1,600,000円（2018.10/未残高1,525,000円）